平成２２年（フ）第３１８１号
東京都港区高輪２丁目３―10―102
破産者　中丸　眞人
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１８７号
東京都江東区東陽４丁目９―２―302
破産者　吉岡　洋子
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２２１号
千葉県八千代市大和田新田1077―154
破産者　西　　淳子
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２２３号
東京都新宿区原町１丁目１―202
破産者　神田　　快
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２７８号
東京都板橋区仲宿13―13
破産者　野崎　弘晃
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３０６号
埼玉県狭山市大字中新田211―12
破産者　神子沢正之
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３０７号
埼玉県狭山市大字中新田211―12
破産者　千葉　直美
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３４５号
東京都板橋区徳丸３丁目１―４―Ⅱ―305
破産者　岩本　智佳
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３８１号
東京都立川市高松町２丁目12―６―101
破産者　橋場　敏夫
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４００号
東京都足立区一ツ家２丁目10―18―107
破産者　直井　一夫
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４０１号
埼玉県八潮市大字浮塚509―３
破産者　直井　眞弓
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４１２号
東京都荒川区南千住４丁目９―２―903
破産者　長谷川秀雄
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４１３号
東京都練馬区立野町15―19―201
破産者　高橋祐美恵
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４６３号
神奈川県横浜市港北区日吉４丁目７―20―202
破産者　片岡　まゆ
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５０１号
埼玉県川口市東本郷２丁目21―14―401
破産者　工藤　和穂
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５１１号
東京都杉並区井草５丁目10―６
破産者　及川　年昭
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５１２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字室小路62―10
破産者　及川　靜江
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５６０号
東京都台東区千束３丁目24―４―101
破産者　野口　壽一
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５６１号
茨城県取手市中内87―４
破産者　野口　幸江
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５８２号
東京都荒川区荒川５丁目51―１―302
破産者　樽見幸次郎
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第６３２号
石川県金沢市横川７丁目38番地
破産者　株式会社栄興自動車
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成１９年（フ）第４１９５号
愛知県知多郡美浜町河和台３丁目283番地
破産者　株式会社清川鉄工
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５８５号
愛知県東海市名和町切戸19番地の１
破産者　株式会社上坂組
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部